

書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

#### 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

#### 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

#### 11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

#### 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ $\alpha$  値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ $\alpha$  値）については公表しない。

#### 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

#### 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

#### 15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

#### 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

#### 17 支払条件

##### (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

##### (2) 部分払

部分払は、行わない。

#### 18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

#### 19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

#### 宇治市公告第16号

建築協定の廃止の認可について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可を行いましたので、同条第2項により公告します。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

廃止した建築協定の名称

殖産・宇治黄檗台分譲地建築協定

廃止した建築協定区域の地名・地番

宇治市菟道東集上り5番の2ほか126筆

(揭示済)

#### 宇治市公告第17号

建築協定の廃止の認可について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可を行いましたので、同条第2項により公告します。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

廃止した建築協定の名称

殖産・宇治黄檗台分譲地第2建築協定

廃止した建築協定区域の地名・地番

宇治市菟道東集上り5番の10ほか14筆

(揭示済)

## 消 防 本 部

#### 宇治市消防本部訓令第2号

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和4年3月23日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市消防職員服装規程の一部を改正する規程

宇治市消防職員服装規程（平成13年宇治市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

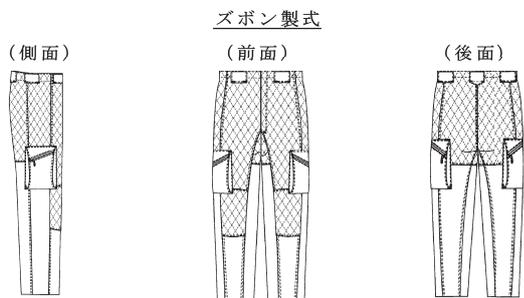
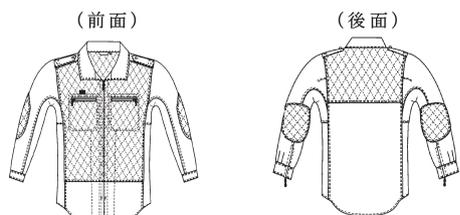
別表第1救助服の項中「そでは、ひじ当て付き長そでとし、そで口を「袖は、肘当て付き長袖とし、袖口」に、「ひじ当てに」を「肘当てに」に、「ひざ当て付き長ズボン」を「膝当て付き長ズボン」に、「ふた付きポケット」を「ファスナー付きアウトポケット」に、「ひざ当てに」を「膝当てに」に改め、同表防火靴の項中「防火長編上靴とする。」を「防火長編上靴とする。に

爪先には鋼製の先芯を装着する。」

改め、同表の表以外の部分第7項を次のように改める。

7 救助服

上衣製式



ズボン製式

背文字

UJI F.D. KYOTO

別表第1の表以外の部分第18項中

「」を「」に改める。



別表第4中「」を「」に改める。

6年

9年

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の宇治市消防職員服装規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により貸与されている救助服及び防火靴は、改正後の宇治市消防職員服装規程の規定により貸与された救助服及び防火靴とみなす。この場合において、当該救助服及び防火靴の貸与期間は、この規程の施行の日における改正前の規程の規定により貸与された救助服及び防火靴としての貸与期間の残存期間と同一の期間とする。

(揭示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年3月25日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年3月28日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所703会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 会期について
3 報告
4 宇治市学校運営協議会設置規則を制定するについて
5 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を制定するについて
6 宇治市就学援助規則の一部を改正する規則を制定するについて
7 宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を制定するについて
8 第2期宇治市スポーツ推進計画（最終案）に係る意見聴取について
9 市職員を任免するについて
10 専決事項の報告について

(揭示済)

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月28日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第3号

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに室」を削る。

第3条第1項本文中「並びに室」を削り、同項ただし書中「室若しくは」を削る。

第4条第2項中「、室に室長を」を削り、同条第3項中「、室及び係」を「、係」に改める。

第5条第1項中「並びに室長」を削る。

第6条中「、室長」を削る。

別表第1中「」を「」に改め、「学校規模適正

室・係

係

化推進室」を削り、「教育ICT推進室」を「教育ICT推進係」に、

Table with 2 columns: 教育支援課, 学校支援係 家庭地域支援係 児童生徒支援係

Table with 2 columns: 教育支援課, 子ども・学校支援係 家庭地域支援係; 学校改革推進課, 企画調整係

改める。

別表第2教育総務課の部学校規模適正化推進室の項を削り、同表教育支援センター学校教育課の部教育ICT推進室の項中「教育ICT推進室」を「教育ICT推進係」に改め、同表教育支援センター教育支援課の部学校支援係の項中「学校支援係」を「子ども・学校支援係」に改め、同項第3号中「（不登校の児童及び生徒の支援に係るものを除く。）」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 不登校の児童及び生徒の支援に関すること。

別表第2教育支援センター教育支援課の部学校支援係の項に次の4号を加える。

(6) 不登校の児童及び生徒の保護者その他の関係者に係る相談に関すること。

(7) 不登校児童生徒自立支援教室に関すること。

- (8) 学校におけるカウンセリングに関すること。  
 (9) その他児童及び生徒の健全育成並びに不登校の児童及び生徒の支援に関すること。

別表第2教育支援センター教育支援課の部家庭地域支援係の項中「連携」を「連携及び協働」に改め、同部児童生徒支援係の項を削り、同表に次の1部を加える。

教育支援センター学校改革推進課

企画調整係

- (1) 学校規模等の適正化に関すること。
- (2) 通学区域の立案に関すること。
- (3) 学校基本調査に関すること。
- (4) 児童数及び生徒数の推計に関すること。
- (5) 小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市学校運営協議会設置規則を、ここに公布する。

令和4年3月28日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

#### 宇治市教育委員会規則第4号

宇治市学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、宇治市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宇治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下、地域の住民等及び学校に在学する児童又は生徒の保護者(この条において「地域住民等」という。)の学校の運営への参画、支援又は協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び児童又は生徒の健全な育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長並びに当該対象学校が所在する地域の住民等及び当該対象学校に在学する児童又は生徒の保護者(以下「対象学校の地域住民等」という。)の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本的な方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要があると

認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された事項に基づき当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会、当該対象学校の校長又は当該対象学校の職員の任命権者に対して意見を述べるができる。

2 協議会は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営の状況について評価するものとする。

(地域住民等への情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の地域住民等に協議会の会議(以下「会議」という。)の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(組織)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 対象学校の地域住民等
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、前条第2項の規定による任命又は委嘱の日から当該任命又は委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中においても委員を解任し、又は解嘱することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 次条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任し、又は解嘱すべき事由があると認められる場合

3 教育委員会は、前項の規定により委員を解任し、又は解嘱する場合は、その理由を示さなければならない。

4 委員は、再任されることができる。

(秘密の保持等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に直接関係を有する事項を議決するときは、議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(研修等)

第13条 教育委員会は、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営の状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意を形成することができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(会議の特例)

2 この規則の施行後最初の会議の招集は、第12条第1項の規定にかかわらず、対象学校の校長が行う。

(宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和58年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「基づき」を「より」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、宇治市学校運営協議会設置規則(宇治市教育委員会規則第4号)により学校運営協議会を置く場合は、この限りでない。

(掲示済)

宇治市就学援助規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月28日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第5号

宇治市就学援助規則の一部を改正する規則

宇治市就学援助規則(昭和55年宇治市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「とおり」を「経費」に、「及び第9号」を「、第9号及び第11号」に改め、同条第2号中「ただし

、第1学年」を「第1学年」に、「生徒」を「生徒に係る経費」に改め、同条に次の1号を加える。

(1) オンライン学習通信費(宇治市教育委員会が貸与するモバイルルーターに係る通信費に限る。)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市教育委員会告示第7号

宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年3月28日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

宇治市特別支援教育就学奨励費支給要綱(昭和55年宇治市教育委員会告示第29号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(1) オンライン学習通信費(宇治市教育委員会が貸与するモバイルルーターに係る通信費に限る。)

第4条各号列記以外の部分中「従い」を「応じ」に改め、同条第1号中「2.5」を「1.5」に、「第3号」を「第4号」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える

(2) 収入額が必要額に1.5を乗じて得た額以上であつて、かつ、収入額が必要額に2.5を乗じて得た額未満である世帯に属する保護者(第4号に規定する保護者を除く。) 前条第1号から第10号までに掲げる経費

第6条各号列記以外の部分中「第4条第2号及び第3号」を「第4条第3号及び第4号」に改め、同条第2号中「第4条第1号」を「第4条第1号及び第2号」に改める。

別記様式中「

I	収入額が必要額の2.5倍未満
II	収入額が必要額の2.5倍以上

」

「



」

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)



宇治市選挙管理委員会告示第14号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和4年3月23日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和4年3月23日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,077 人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,268 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,634 人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

選挙公報及び審査公報の配布方法等について

令和4年4月10日執行予定の京都府知事選挙における選挙公報

は、次のとおり配布します。

令和4年3月23日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

選挙公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布

配布予定日 令和4年3月28日～同年4月8日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和4年4月10日執行予定の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和4年3月23日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票管理者		同左の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区				
第2区				
第3区				
第4区				
第5区				
第6区				
第7区				
第8区				
第9区				
第10区				
第11区				
第12区				
第13区				
第14区				
第15区				
第16区				
第17区				
第18区				
第19区				
第20区				
第21区				
第22区				
第23区				
第24区				
第25区				
第26区				
第27区				
第28区				
第29区				
第30区				
第31区				
第32区				
第33区				
第34区				
第35区				
第36区				
第37区				
第38区				
第39区				
第40区				